

令和2年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

令和3年6月1日現在

区分	指導監査等実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の件数(件)	改善済(件)	改善率(%)	備考
特別養護老人ホーム(4施設) 養護老人ホーム(1施設) 軽費老人ホーム(1施設)	令和2年6月 ～ 令和2年12月	温泉ハウスくまの (新宮市) ケアハウス博愛みちしお (日高川町) 寿楽園 (有田川町) 椿園 (白浜町) なつあけの里ささゆり苑 (広川町) やまぼうし (かつらぎ町)	(1)施設運営等について				
			・運営規程の入居者の居室の記載について、現状に修正すること。	1	1	100%	
			・入居契約書について、法人でない連帯保証人を付帯する場合、「極度額」を記載すること。	1	1	100%	
			・共同生活室の一部が使用されておらず、一ヶ所の共同生活室で、3ユニットの入所者に対して、サービスを提供してため、ユニットごとに必要な職員を配置した上で、ユニットごとにサービスを提供すること。	1	0	0%	
			・屋間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。	1	1	100%	
			・身体的拘束等適正化委員会について、委員会の記録は正確に記録し、身体拘束を行っている事例については、十分に検討を行うこと。	1	1	100%	
			・身体拘束等適正化のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修について、記録が確認できないものがあつたので、必ず記録すること。	1	1	100%	
			・虐待の要因分析を行い、その結果を踏まえ、再発防止に努めること。	2	1	50%	
			・高齢者虐待防止マニュアルを整備し、虐待事案が発生した場合の調査方法や再発防止手続きを明確化し、職員に周知徹底すること。	1	0	0%	
			・高齢者虐待防止及び認知症高齢者に関する実効性のある研修を行うこと。	1	0	0%	
		・勤務表はサービスごと及び月ごとに作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明記すること。	1	1	100%		
		・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修は、年2回以上定期的に実施すること。	1	1	100%		
		・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーの配置が必要であるが、配置されていないユニットが確認されたので、自主点検を行い報告すること。 自主点検の結果、算定要件を満たさないものがある場合は、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行うこと。	1	1	100%		
		(2)入所者の処遇について					
		・施設サービス計画について、内容が画一的なので、十分にアセスメント等を行い作成すること。	1	1	100%		
		・施設サービス計画の内容を把握せず、サービス提供を行っていたことが確認されたので、内容を十分把握しサービスを提供する。	1	1	100%		
		・入浴について、記録を確認したところ、実施日が異なる記録が複数確認されたため、実施状況を確実に把握し、入浴の機会を適切に提供すること。	1	1	100%		
		・重要事項を記載した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていなかったため、記載すること。	2	2	100%		
		(3)防災対策について					
		・消火訓練及び避難訓練については、年2回以上実施すること。	1	1	100%		
(4)利用料等について							
・サービス提供体制加算の算定資料がなかったため、算定資料を提出すること。	1	1	100%				
・介護職員処遇改善加算の賃金改善の内容を確認したところ、算定要件でないものに充当されていたので、過去5年間分について自主点検を行い、結果を報告すること。	1	1	100%				
・日常生活継続支援加算について、算定要件を満たすかどうか確認するための記録が確認できなかったため、記録を残すこと。	1	1	100%				
・個別機能訓練加算について、個別機能訓練計画が多職種の職員間で検討がされていることを示す記録が確認出来なかったため、多職種の職員間で検討し、記録を残すこと。	1	1	100%				
・栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画は作成されていたが、多職種の職員で検討がなされたことを示す記録が残されていなかったため、記録を残すこと。また、モニタリングの間隔についても見直しを行うこと。	1	1	100%				
合計数	6施設	4項目 24事項	24	20	83%		

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。

令和2年度指導監査等結果概要

長寿社会課介護サービス指導室

令和3年6月1日現在

区分	指導監査等 実施期間	施設名(所在地)	指摘等の内容	指摘等の 件数(件)	改善済 (件)	改善率 (%)	備考
介護老人保健 施設 (1施設) 介護医療院 (3施設)	令和2年10月 ～ 令和3年1月	串本有田病院介護医 療院 (串本町) 白浜はまゆう病院介 護医療院 (白浜町) 富田病院介護医療院 (岩出市) 和佐の里 (日高川町) (五十音順)	(1)利用料等について				指摘事項なし 1施設
			・退所時情報提供加算、退所前連携加算又は訪問看護指示加算算定対象者について、退所後の主治の医師に紹介を行う場合等に、加算算定対象者の同意を得た記録がないものがあったので、同意を得た場合は、必ずその旨記録すること。	1	1	100%	
			・退所時情報提供加算算定対象者について、退所後の主治の医師に対して紹介するに当たって、当該加算算定対象者又は主治の医師に交付した文書の写しを診療録に添付する際は、入所者の諸検査の結果、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を併せて添付しなければならないが、当該添付書類が添付されていなかったため、今後は添付すること。	1	1	100%	
			・排せつ支援加算の記録について、記載内容の改善が必要と認められたので、改善を図ること。	1	1	100%	
			・初期加算の起算日及び算定期間について、あやまりが確認されたので、自主点検を行うこと。 自主点検の結果、算定要件を満たさないものがある場合、介護報酬の自主返還(過誤調整)を行うこと。	1	1	100%	
			・低栄養状態のリスクの高い者に対する栄養状態のモニタリングについては、おおむね2週間ごとに実施する必要があるが、1ヶ月後に実施されていたので、モニタリングの間隔について見直すこと。	1	1	100%	
			・リハビリテーションに関する記録に、訓練内容が記載されていないものがあったので、漏れなく記載すること。	1	1	100%	
						#DIV/0!	
						#DIV/0!	
						#DIV/0!	
合計数		4施設	1項目 6事項	6	6	100%	

(注)各施設等について、指摘等の内容欄が全て該当するものではありません。